



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会保障の法概念論・序説：社会保障法学は法哲学から何を学べるか
Author(s)	西村, 淳; Nishimura, Jun
Citation	年報 公共政策学, 19, 175-190
Issue Date	2025-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95431
Type	departmental bulletin paper
File Information	19-18_Nishimura.pdf



【論文】(査読)

社会保障の法概念論・序説

—社会保障法学は法哲学から何を学べるか—

西村 淳*

1. はじめに—社会保障法と哲学

社会保障法研究においては、経済情勢の変化や新たなニーズに対する技術的な制度改正を超えて、社会保障の法理念と改革の方向性を示す哲学を考えることが不可欠になっている¹⁾。社会保障法は本質的に一定の思想に基づく再分配の仕組みであるほか、これまでの経済社会の成長を前提とした分配論が限界にきており、社会の在り方に関する価値を選択していくことが、制度改革において求められるようになっているためである。

このように、社会保障法学において哲学が求められるようになっているいま、法学の一分野である社会保障法学が、法学の基礎理論である法哲学の知見から何を学べるかを考えることは、意味のあることであると考ええる。法哲学には、「法とは何か」を論ずる法概念論と「法はどうあるべきか」を論ずる法価値論（正義論）があるが²⁾、法価値論と社会保障法との関係については別稿で論じたことがあるので³⁾、本稿では法概念論との関係について論じてみたい。つまり「社会保障法とは何か」を考えるための社会保障の法概念論を試みたものである。ただし、法概念論すべてを論ずることはできないので、本稿では法価値論との接点に関するいくつかの論点について論ずることとし、法実証主義の議論などは扱っていない。

なお、筆者は社会保障法の理念論として、社会保障を単なる給付でなく、社会への参加・貢献活動を支援する仕組みと考える「参加・貢献支援論」を提唱している⁴⁾。これに対し法概念論から示唆が得られることは何かについても言及しつつ論を進めたい。

* 神奈川県立保健福祉大学教授、北海道大学公共政策大学院附属公共政策学研究センター研究員 Email: nishimura-jun@mbf.nifty.com

1) 菊池（2000）、菊池（2010）など参照。

2) 参考にした法哲学の体系書として、平野＝亀本＝服部（2002）、瀧川＝宇佐美＝大屋（2014）、笹倉（2002）、田中（2011）など。

3) 西村（2024a）pp337-358。

4) 西村（2023a）p7以下など。

2. 法の3類型と対話的合理性論

2.1 法の3類型論と社会保障法

田中成明は、自立型法・管理型法・自治型法から成る法の3類型モデルを提唱した⁵⁾。近代西欧法モデルであり、裁判での三者関係を代表的なものとする自立型法が「要件＝効果図式」であるのに対し、政策目標の実現手段であり、垂直関係・法道具主義を特色とする管理型法は「目的＝手段図式」であり、ほかに自生的性質・水平関係・インフォーマリズムを特色とする、「合意型調整図式」である自治型法があるとする。自立型法は管理型法と自治型法の折衷としてとらえられる。法の社会的機能の拡大・多様化の中で、法システムが政治・行政あるいは道德・経済とより直接的な形で交錯している領域に見られる現象まで分析しようとする「法化」論が強くなっている一方、インフォーマリズムの動きがある中で、管理型法や自治型法をあくまで補助装置として用いるにとどめる「賢慮に基づくリーガリズム」を主張しようとするものが、法の3類型モデルであった。

3つの法類型は、それぞれ「裁判」「行政」「私的交渉過程」を主に想定しており、立法の役割が大きく政策目標の実現手段の面が強い社会保障法にはそのまま使えず、アレンジが必要であるが、この3つは「権利保障」「政策実現」「自治の支援（合意・手続）」の3つに対応すると考えると、社会保障法のその3側面に注目することができる⁶⁾。

社会保障法は、法による一方的な権利保障（縦の関係）でも共同体における自治的な相互関係（横の関係）でもなく、権利保障の観点から私的關係に公的に介入・支援する社会法であり、上記の3つの面がある。具体的には、立法と現場の法の運用の両方において、「権利保障」は生活ニーズへの対応とその保障内容、「政策実現」はニーズ認識と保障方法・手続、「自治の支援」は社会保険や相談支援（個別支援・地域支援）の面にあらわれている。この場合、田中の「賢慮あるリーガリズム」の考え方に基づけば、権利保障を最優先に考えるべきであるということができよう。ただし、権利保障と政策実現は、ニーズの認識と保障の実現のための価値選択のアプローチの違いであると考えべきで、政策実現を単なる調整問題（諸個人の利害が一致している状況でいずれの均衡状態でもよいがいずれかに決めること）と考えるものではない。

5) 田中（2011）p109。西欧では法化を批判的に、日本では肯定的にとらえる傾向があるとする。

6) コモンズ論と社会保障法の関係でも同様の議論をすることができる。高村（2012）は、とくにオストロムのコモンズ論と田中成明の法概念論を参照しつつ、資源の性質がコモンズの参加が重要ということだけでなく、組織内の法に対する介入ルール（権利義務の法）、組織内のルール（自治的法）、公的支援によるインセンティブ付与ルール（政策的法）に着眼したコモンズの法的分析を提唱しており、西村（2023b）はこの枠組みを用いて福祉コモンズを分析している。

2.2 法化への対応と社会保障法

現代法における行き過ぎた法化への警戒（官僚的な合理的・画一的運用）と適切な法化（権利義務化）の必要性の議論は、社会保障法においても同様に論じることができる。

社会保障のサービスには、法的権限行使（法的実践）と専門的技術行為（専門的实践）の双方の面がある⁷⁾。法的実践とは、権利・基準・権限を重視する法的原理に基づく給付決定・代理代行決定・司法介入などの法的権限行使を代表とするものであり、専門的实践とは、ニーズ・個別・共感を重視するケアの原理に基づくニーズアセスメントとケアプラン策定・意思決定支援・伴走型支援などの専門的技術によるソーシャルワークを代表とする。また、図1に示すように、両極間でグラデーションとなっており、法的権限行使プロセスの中で専門的实践も行われ、専門的技術行為も使って法的権限行使が行われることに注意が必要である⁸⁾。

法化という場合には、このうち法的権限行使の面が強く出ることになる。社会保障法に基づくサービスを見るときには、この両方の適切なバランスに注意する必要がある。

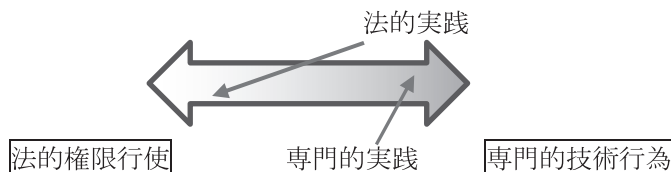


図1

2.3 対話的合理性論と社会保障法

田中成明は法を「議論・交渉フォーラム」としてとらえ、対話的議論を通じて形成される合意を合理性・正統性の核心的識別基準とする「対話的合理性基準」を提唱した。その意義は、法を単なる国家の強制手段と見るのではなく、各々善き生き方を追求する個人の人格を尊重し合いながら行われる、相互主体的な法的活動が活性化される法実践に資することである（議論・交渉フォーラム論⁹⁾）。単に「制定法の適用には社会的コンセンサスに基づく法解釈が重要」というにすぎないわけではない。

7) 西村（2023c）p172。

8) ①児童保護における親子分離命令、給付決定、法廷における抗弁や更生支援計画の作成などは、法的権限行使の面が強く現れる場面である一方、②ニーズアセスメントやケアプランに基づく支援は、ソーシャルワークの専門的な技術行為の面が強く、その中間に、③児童保護における親子支援や成年後見における身上保護など、法とソーシャルワークの双方の実践に関わるものがある。詳しくは西村（2004a）の第5章「ソーシャルワークの法的構造—原理・制度・人材の法的分析」、および秋元（2008）p314参照。

9) 田中（2011）pp50-52。

社会保障法における対話的合理性基準の意義を考えると、これはすなわち社会保障法におけるコミュニケーションの位置づけを考えることになる。合意して法が作られる、また現場における規範的ニーズは努力して制度・権利になるという意味で、法が作られる過程においては当然だが、法の運用過程においても、裁判所による法解釈の場面に限らず、支援者と受給者の共同的意思決定（生活保護の給付やケアマネジメントの過程）や集团的決定（社会保険における保険者自治）においては特に、対話的議論を通じて形成される合意が合理性・正統性の核心的識別基準となると解することができる。つまり、対話的合理性基準論は、合意・議論・手続が社会保障法の制定・解釈・運用のいずれの場面でも重要であることを示しているといえよう。

3. 権利論

3.1 利益説・意思説と社会保障法

権利の本性は何かを論ずるものとして、意思説と利益説の対立がある。意思説は、権利をそれに対応する他者の義務を自らの意思によって強行したり免除したりできる支配力ととらえるもので、利益説は、権利を法によって意図的に保護された利益ととらえるものである¹⁰⁾。

この議論は、社会保障法学における法理念をめぐる考え方と関係があると見ることができる。戦後社会保障の法理念とされてきたものは憲法第25条に規定される「生存権」であった。その人の過去の行動や資格にかかわらず、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利を認めたもので、戦後社会保障制度の拡充の根拠になってきた。一方で、専ら生存権を社会保障の法理念とする生存権論は、社会保障の法関係を国家から国民に対する一方的な給付関係としてとらえがちであり、個人を国家により保護されるべき客体としてのみ位置づける見方につながりかねない面がある。保険料や税の拠出負担や就労という個人の社会への働きかけとのかかわりが見えにくくなっていること、給付の具体的な範囲や内容の基準になりにくいこと、給付を支える負担の在り方について論じにくいことなどから、生存権だけで社会保障を論ずることの限界が指摘されるようになっている¹¹⁾。

これに対し、自由基底的社会保障法理論は、社会保障の目的を自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現のための条件整備としてとらえ、憲法との関係では第13条（幸福追求権）に規範的根拠を置く、個人的自由の確保（「自律の支援」ともいう）に着目したものである。参加・選択・実質的機会平等などのサブ理念とも関係している¹²⁾。

10) 瀧川＝宇佐美＝大屋（2014）p123。

11) 菊池（2010）pp8-9など。

12) 菊池（2010）p15以下。

このような自由基底論の考え方に基本的に立ったうえで、それを一步進めて、「参加・貢献に基づく権利」を社会保障の規範的理念とする参加・貢献支援論もある。労働や育児・介護などによって社会への参加・貢献をし、その見返りとして社会保障給付に関する権利を得るとするもので、個人が社会に参加・貢献できるようになるための社会の側からの支援義務を導こうとするものである¹³⁾。

このような社会保障の法理念論を支える権利論としては、権利を法によって保護された利益としてとらえる利益説は生存権論と親和的で、権利を受身のものとしてではなく意思をもって実現するものととらえる意思説は自立支援論および参加・貢献支援論に親和的であると考えることができるのではないかと思われる。

ただし、次に述べるように、社会保障には反射的利益や非対応義務が存在するため、意思説では非対応義務を説明しにくいことをどのように考えるかという問題がある。一方で、意思説の問題として指摘される意思能力のない者の権利や不可譲権の問題については、どんな人にも意思能力があるということから出発し、どのように意思決定支援を行うかが重要であり、意思能力は支援の程度によって決まるのだという社会保障法の考え方の下では、意思能力の程度と支援の問題に帰着し、意思説の問題そのものとしてとらえる必要はないことになると思われる。

3.2 反射的利益と非対応義務

権利を考える際に重要なのは、権利と義務の対応関係であり、特に社会保障法においては、個人の受給の権利と行政の給付の義務に関わるが、権利と義務が対応しないことも多く、問題になる¹⁴⁾。

反射的利益とは、法に基づき国や個人がなす行為によって、他の者が副次的・間接的に受ける利益を指す。義務を負う側から見ると、対応する権利がない非対応義務ということになる。社会保障法の場合、社会的必要のために行政が個人に対し入院や入所の措置を行う場合（例・社会福祉施設や精神・感染症病棟への入所措置）や広く一般市民に対してサービスを提供する場合（例・地域包括ケアシステムの構築）、利用する本人ではなく支援にあたる事業者に対し公的な助成を行う場合（例・介護保険給付でない地域支援事業や事業者への補助金）などがあり、これらの場合、事業の利用者や支援を受ける者に受給の権利はなく、実施主体の側に義務があるだけと解されることがある。

利用者本人の権利にあたるか第三者の反射的利益にあたるかは、利益を受ける者と義務の担い手が特定可能か、その内容が明確かどうかで決まることになる。制度を構築する際には、権利保障の観点から、できる限り利用者本人の権利となるように構築

13) 西村（2023a）の第1章「社会保障の法理念としての参加・貢献支援」参照。

14) 秋元＝平田（2015）p34、秋元（2023）p33以下など。

することが望ましいと考えられる。社会保障法においては、社会福祉基礎構造改革による高齢者介護・障害者福祉における利用方式の措置方式から契約方式への変更、社会保険・社会福祉サービスにおける申請手続の明確化、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、事業者は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとする仕組みなどは、このような考え方に基づいて構築されたものである。

しかし、利用者の権利としてできるだけ制度を構築するとしても、権利と義務の主体や内容の特定ができず、どうしても対応できないものは残らざるをえない。このような個人の利益に対応しない仕組みに関する政府の義務や、裁判上の権利にはならない権利と義務のとらえ方としては、道徳的義務、ソフトロー（強制的実行をとまなわれない緩やかな制度化、専門性や自主性の尊重）、法律行為の支援とは区別した事実行為の支援の必要性（権利の非実現への対応）といった議論が行われてきた¹⁵⁾。

ただし、個人の権利に対応しない義務にあたるかどうかは、ニーズの本質性・規範性、対象者の広がり・関係性などの程度問題であるということもでき、その境界は明確であるわけではない¹⁶⁾。都市法の領域では、建築規制は公共のための行政による一般的な規制であるとされてきたのに対し、景観利益を法律上保護される利益と認めたものとされる国立大学通り景観訴訟最高裁判決¹⁷⁾を契機に、広く地域住民に権利を認める考え方が定着してきている。社会保障法においても、この考え方を参考に、地域に対する一般的な支援の必要性は認めつつも、直接給付化、契約化、申請への対応などにより、できるだけ利用者に対する個別の権利義務関係を構築する方向でとらえるべきである。

例えば、介護保険における要支援者に対する予防給付は地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行され（2014年介護保険法改正、2017年度施行）、要支援者に対する訪問介護や通所介護については行政による利用者に対する直接の給付義務は制度上なくなり、住民団体や事業者に対する助成になったが、実質上変わっていない部分（地域住民でなく引き続き事業者が担っているものなど）は権利のあるものと解することができなくもないし、制度的にも給付から事業への移行は安易に行われるべきではない。また、情報提供¹⁸⁾や相談支援¹⁹⁾についても、単なる事実上の手続ではなく、できるだけ法的に義務付けられたものと解し、制度構築を行うべきであろう。

15) 秋元（2010）p150、秋元（2023）p235以下参照。

16) 社会福祉の施設への入所措置をカテゴリーに属する不特定多数の者の利益ととらえるものがある（寺田（2023）pp36-39）。

17) 最一判平成18年3月30日民集60巻3号948頁。

18) 社会保障の情報提供について、山下（2015）参照。

19) 相談支援について、菊池編（2022）参照。また、重層的支援体制整備事業に着目して分析したものとして、林（2024）。

地域住民の見守りについて注目されているが、関係事業者などと行政の間での見守り協定を進めることなどは、法的義務付けに近いものとして望ましいといえる。さらに、社会保険・税に対する拠出金・支援金について、従来の基礎年金拠出金や後期高齢者支援金に加え、最近子ども・子育て支援金が創設されることになって議論となっている²⁰⁾。これは、負担と給付の牽連性はないものの、一定範囲の人々同士の助け合いであるとともに、助け合い集団同士の間接連帯といえるものであり、集団内で助け合いが完結しにくいという社会保険の限界を埋めるもので、より広い範囲での助け合いとして意義があるものである。ただし、負担と給付の牽連性のなさや保険者自治の弱さについて理解されにくいところがあるため、その範囲及び使途の必要性に十分理解が得られなければならないであろう。

3.3 ホーフエルドの権利分類と社会保障法

権利の性質については、ホーフエルドの権利分類が法哲学でよく参照される。各種の法的権利と義務の厳密な区分と相互の関連付けを行ったものである（表1）²¹⁾。

表1. ホーフエルドの権利分類

法的相関項				法的反対項			
請求権	自由	権能	免除権	請求権	自由	権能	免除権
義務	無権利	責任	無能力	無権利	義務	無能力	責任

出典：瀧川＝宇佐美＝大屋（2014）p. 133

ホーフエルドの権利分類は私法を念頭に置いたもので、上記で述べたように非対応義務が生じる場合がある公法領域では必ずしも適合しない部分があり、社会保障法においてもそのまま用いるには限界がある。一方で、社会保障の権利は複合的権利であるとして、そのプロセス上の各段階ごとの権利を分割して論ずる場合に用いることができる意義がある。

河野²²⁾は、福祉サービス請求権は①福祉サービスを申請する権限（権限権）、②福祉サービスを請求する権利（請求権）、③適切な福祉サービスを請求する権利（請求権）、④自己の選択する施設によるサービスを請求する権利（請求権）、⑤正当な理由なく福祉サービスを解除されない権利（免除権）及び福祉措置の解除を求める権利（自由権）からなるものとした。当時反射的利益とされていた措置によるサービス受給について、利用者の権利を認めようとするものとして意義があるもので、特に施設

20) 西村（2024b）参照。

21) 瀧川＝宇佐美＝大屋（2014）p133。

22) 河野（1991）p118。

最低基準に基づくサービスを受ける権利を利用者に認めたことには大きな意義があった。

表2. 社会保障のサービス提供過程

(下線は狭義のソーシャルワークである相談支援、太字は法令で明記されているもの)

	①問題発見	②アセスメント	③契約	④援助計画作成	⑤援助計画実施	⑥モニタリング・評価
在宅介護 (「介護保険法」)	・ 情報提供 ・ <u>総合相談</u>	・ 要介護認定 ・ <u>居宅介護支援</u>	・ サービス利用契約	・ <u>居宅サービス計画の作成</u>	・ サービス提供 ・ <u>相談、連絡調整</u>	・ 定期訪問 ・ 虐待防止 ・ 苦情解決 ・ 質の評価
在宅介護 (「障害者総合支援法」)	・ 情報提供 ・ <u>市町村相談支援</u> ・ <u>基本相談支援</u> ・ <u>基幹相談支援センター</u>	・ <u>計画相談支援</u> ・ 障害支援区分認定 ・ 支給決定	・ サービス利用契約	・ <u>サービス等利用計画の作成</u>	・ サービス提供 ・ <u>地域相談支援</u> ・ <u>相談、連絡調整</u>	・ 定期訪問 ・ 自立支援協議会 ・ 虐待防止 ・ 苦情解決 ・ 質の評価
生活保護 (「生活保護法」)	・ 情報提供 ・ <u>相談、面接</u>	・ <u>申請</u> ・ <u>調査</u>	・ <u>給付決定</u>	・ <u>援助方針の作成</u>	・ 保護給付 ・ <u>指導指示</u> ・ <u>相談助言</u> ・ <u>就労支援</u>	・ 家庭訪問 ・ 不服申立
施設入所 (各法)	・ 情報提供	・ 要介護認定 ・ 入所申請	・ 入所契約	・ <u>施設サービス計画作成</u>	・ サービス提供 ・ <u>相談支援</u>	・ モニタリングと評価 ・ 苦情解決

これを現代的に応用し、権利分類を用いて、複合的権利である社会福祉の権利を契約方式・措置方式における各段階において論ずることには意義があると考えられる²³⁾。例えば、社会福祉サービス提供過程をソーシャルワークのモデルを用いて分析してみると、過程の各段階が法令によって明示されている場合とそうでない場合があることがわかる(表2)²⁴⁾。各制度を横断的に見ることで、法令によって明示されていない段階の仕組みを抽出して、その仕組みの必要性と権利性の明確化を論じられる。例えば、アセスメント段階における行政処分による受給資格認定と専門的アセスメントの関係、援助計画作成という段階の各制度における位置、援助計画実施段階での給付以

23) 西村(2020) 参照。

24) ソーシャルワークのモデルについては、空閑(2016)などに基づく。なお、ソーシャルワークのモデルにおける「契約」は、ソーシャルワークの利用開始の手続を指し、ケアマネジメントにおける場合などを除き法的な「契約」とは必ずしも一致しない。

外の狭義のソーシャルワークである相談支援・権利擁護の意義などがあげられる。とりわけ、給付のための手続きとしてだけのものではなく、給付そのものでもない相談支援が析出され、その仕組みの必要性和権利性が議論できるようになることに大きな意味があるものと思われる。

4. 遵法義務

4.1 法概念論における遵法義務論

法哲学の法概念論の重要な論点の1つに、遵法義務の議論がある。「悪法も法か」という法の強制性に関わる本質的な議論であり、法価値論（正義論）との接点となる議論である。これは、社会保障法において、個人的に人を助けたいと考えない人も税や社会保険料が強制的に徴収され、社会的な助け合いに巻き込まれるのはなぜか、社会保障が慈善博愛でなく権利義務の問題とされるのはなぜか、ということを考えるための基礎理論になると考えられるので、まず法哲学における遵法義務論を整理してみたい²⁵⁾。

第一に、同意論である。これは、遵法義務は人が法に従うことに合意したから生ずるとする。絶対主義に対して民主主義的な法治国家の根拠となったロックらの社会契約説はこれに基づいているといえる。一方、問題としては、同意者よりも前の時代につくられた法にも同意したといえるのか、現実の同意行為がなくても投票と居住による暗黙または仮説の同意があったといえるのか、不同意者へも法を強制できるのか、ということがあげられる。

第二に、義務論がある。これは、遵法義務は人が自然に負う義務であるとする。カントの定言命法に由来し、ロールズらの正義論などはこれに基づいているといえる。一方、問題としては、個別化の契機がなく義務の範囲が際限なく広がってしまうのではないか、コストや優先順位を考慮できないのではないか、ということがあげられる。

第三は、利益論である。国家により利益を与えられているのだから、国家の定めた法には従わなければならないとする正当化である。ヒュームらの自己利益論、感謝論などハートらの公正の原則（協力関係から利益を得ている者の協力義務）、ベンサムらの功利主義（遵法義務によって利益を得る）がこの考え方であるといえる。一方、問題としては、協力せずに利益を受ける者を排除不可能であること、パターンナリズムになってしまうこと、義務と利益が均衡しない場合があること、協力不可能者をどう取り扱うのか、ということがあげられる。

第四は、関係的責務論である。特別な人間関係（ケア関係・親子関係・国家と国民の関係など）に基づく責務により遵法義務を説明する。シェフラーの関係主義、ペティットらの共和主義、ドゥオーキンの関係的あるいは共同的責務（友愛的責務）論が

25) 瀧川（2017）p34・p54・p68など参照。

この考え方である。一方、問題としては、国家は親といえるのか、親子・友情のアナロジーには無理があるのではないかと考える。

4.2 遵法義務と社会保障で助け合う理由・範囲

このような遵法義務を、社会的制度において助け合う理由、つまり社会保障の理由ととらえると、それぞれに基づく社会保障法の助け合いの理由と範囲の違いを考えることができるのではないかと考える。

いずれの説でも説明ができる部分があるが、社会保障法に則して考えた場合、特に、①同意論では、他者との助け合いに同意しないものも強制的に税や社会保険のシステムで社会保障による助け合いに巻き込むという強制性を説明しにくい。②義務論は、助け合いの範囲が広がりすぎ、その外延を確定できない。③利益論は、国家が国民の利益のために本人の同意を得ずとも後見的に保護するというパターンリズムにつながりやすい。④関係的責務論では、助け合う範囲は基本的に直接関係を持つ範囲に限定されるという狭さが問題になるが、目に見える範囲の助け合いとして理解を得やすいこと、支援者と支援を受ける者の相互性を説明できること、社会に参加し関係をつくっていくための支援という動的な制度構築に資することなどから、優位性があるように思われる²⁶⁾。

具体的な社会保障制度との関係の例を挙げてみる。①同意論では、拠出に応じて給付が行われる社会保険方式、医療や介護におけるサービス利用方式としての契約方式、行政が直接給付するのではなく民間事業者の実施を支援することを重視する（準）市場主義・消費者主義²⁷⁾、意思決定支援論などが説明しやすい。一方、同意が得られているとみなされる最小限の範囲に助け合いの範囲は限定されるので、世代間の再分配（介護保険・後期高齢者医療・年金制度など）、世代内の再分配（被用者保険から地域保険への再分配など）、外国人適用などについては、根拠が弱い。②義務論では、生活保護や重度障害者福祉などの弱者保護、措置方式によるサービスの提供など、従来の生存権論が直接適用されるものが説明しやすい。助け合いの範囲は決まらないか、弱者保護的なものに限定されるかもしれない。③利益論では、拠出に応じて利益を得る社会保険や、支援によって社会的利益を生む自立・就労支援について説明がしやすい。相互性論や契約的福祉権論に親和的である。利益を広く考えれば助け合いの範囲は広がるかもしれない。④関係的責務論では、目の見える範囲での人々で構成する保険者の分立のほか、とくに近時注目されている公私の分担と協働、参加・社会的包摂・ケアの支援、家族・地域支援などが説明しやすい。助け合いの範囲については、

26) なお、ネデルスキーの関係性アプローチと社会保障の関係について遠藤（2022）p16、所有権批判との関係について岡野（2018）p84参照。

27) 消費者主義について、秋元（2010）p29以下及び秋元（2023）p30参照。

特別な関係があるとされる人々の間に限定される面と、給付以外の多様な支援内容が説明でき広がる面の両方があると思われる。

5. 法の純一性と友愛関係

5.1 ドゥオーキンの理論

法哲学者D. ドゥオーキンの理論は、法概念論と法価値論を統合した理論であり、社会保障について直接論ずる部分は少ないものの、「平等な配慮と尊重」を法の本質とするもので、社会保障の法概念論の基礎理論としてふさわしい議論であると考えられる²⁸⁾。

ドゥオーキンの法概念論の中で最重要の概念は「法の純一性 (integrity)」である。同様の事例は同様に取り扱いねばならないとするもので、事柄と無関係な根拠に基づいて異なった取り扱いをする法律（チェッカー盤法律）が不整合であることや、複数の小説家が連鎖小説を書くように法解釈を行う例で説明される²⁹⁾。法の純一性は、「等しい事例は等しく扱え」ということであるが、単に形式的な整合性ではなく、市民に対する平等な配慮と尊重という原理に基づく³⁰⁾。

これらの背景にあるものは、関係的あるいは共同的責務 (associative or communal obligations)、あるいは友愛的責務 (fraternal obligations) であるとされる³¹⁾。家族・友人・隣人の責任のように、生物学的・社会的集団のメンバーに対して社会実践が帰している特別責任であり、責務の内容はその関係の解釈による³²⁾。関係的責務の4条件は、個別性（集団内）、個人性（集団全体に対してではない）、配慮、平等であるとし、真の共同体は、純一性を受容しており、各人が平等な配慮をもって取り扱われることを前提としているとする³³⁾。

5.2 純一性・友愛的責務の概念の社会保障法への応用

ドゥオーキンの純一性の概念は、同様の事例は同様に取り扱いねばならないとする法概念論であり、それ自体は法価値論ではなく、正義（資源の分配）・公正（政治的

28) 社会保障法とドゥオーキンの関係について論じたものとして、菊池（2000）p223以下、尾形（2011）p71以下参照。

29) ドゥオーキン（1995）p352以下。

30) 同書p344。

31) 同書p297・p308。英米法において「友愛」について語られることは少ない。ただし、ロールズは格差原理を友愛原理と関係づけている（ロールズ（2010）p105）。また瀧川は英米法を根拠に「自由や平等との衝突の可能性をはらんだ政治的責務が体现する価値は友愛である」としている（瀧川（2017）p9）。フランス法における友愛（fraternité）と連帯（solidarité）については、伊奈川（2010）p37以下参照。

32) ドゥオーキン（1995）p308。

33) 同書p313-316。

影響力の分配)・手続的デュープロセスとは一応別に考えるものである。フラーの法内在的道德論(遡及濫用禁止や無矛盾性など)の延長上にある形式的な整合性に関する概念である。

しかしながら、純一性としての法は、平等な尊重(善き生の追求)と配慮(脆弱性への支援)を前提とし、法価値論と法概念論の接点であり、社会保障の法理念や根拠論として考えられるのではないと思われる。法を平等な尊重と配慮の仕組みと捉えている点は、社会保障法のとらえ方に適合する。なお、ドゥオーキンの法の純一性の議論は、主に法解釈の問題として考えられているが、ここでは立法にも及ぶものとして考えたい。

5.3 社会保障法における政策と原理の関係

ドゥオーキンは、法解釈において、個人の権利を支える原理論拠を、社会全体の福利といった集目的目的を支える政策論拠から区別したうえで、その両方があるものの、法解釈においては政策論拠よりも原理論拠を優先するべきとする権利テーゼ(切り札としての権利)を主張している³⁴⁾。社会保障法においても、政策の実施手法としての部分も多いものの、個人の権利を支える原理論拠を優先すべきである。

社会保障法において、政策論拠よりも原理論拠を優先した裁判例として、重婚の内縁関係にあった女性に遺族年金給付を認めた事例、学資保険の満期返戻金を生活保護の補足性の原則に反しないとした事例、薬事法の距離制限を違憲とした事例について論じるものがある³⁵⁾。また、立法論としての例をあげると、社会保険中心主義という政策選択にかかわらず保険料を払えない場合の救済の権利、年金のマクロスライドや政策変更による減額とその限界、生活保護の就労義務とその限界なども同様に論じられるのではないかと考えられる。

6. 関係論

6.1 法哲学における関係論

法哲学における最近の議論として、「関係」に着目した議論がある。これらには多様なものがあるが、その基礎的な考え方には共通なものがあるように思われる。

関係的存在論は、主体は関係づけの中で自己と他者を発見し、かつ関係の中で変化するものととらえ、主体を労働やコミュニケーションという人間や環境との「関係」によって変わりうる関係的存在としてとらえるものである³⁶⁾。関係的権利論は、権利を個人に属するものと見るのではなく、さまざまな程度の人的親密性の関係から基礎

34) ドゥオーキン(2003) p15。

35) 平野(2011) pp2637-2653。

36) ケアの倫理の諸論考、とくにNoddings(2002) pp22-23・p91を参照。ケアの倫理論については、西村(2023)の第4章「ケアの倫理と社会保障法—関係的権利の観点から」参照。

づけられるものととらえる³⁷⁾。関係的責務論は、継続的な相互関係の中で責務が形成されるとする³⁸⁾。関係的平等論は、諸個人が抑圧的な関係でなく対等な関係で対峙するような社会秩序が重要であるとする³⁹⁾。

6.2 社会保障の法理念としての参加・貢献支援論と関係論

筆者が提唱している社会保障の法理念としての参加・貢献支援論は、労働や育児・介護などによって社会への参加・貢献をし、その見返りとして社会保障給付に関する権利を得るとするもので、社会保障を単なる給付でなく、社会への参加・貢献活動という社会における人間関係を支援する仕組みとして考えようとするものである。この根底には、関係的な人間像と権利論がある。従来からの社会保障の法理念である生存権論（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利のために社会保障法がある）を基礎としつつも、その限界を補完しようとするものとして、社会保障の目的を自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現のための条件整備としてとらえる自由基底論⁴⁰⁾の延長線上に、社会保障が社会構成員間における互惠的な関係を基盤とした国家による制度化であるとする関係論的な視点を組み合わせたものである⁴¹⁾。

この考えの基礎にある憲法論としては、人間の「自律」と「関わり」の両側面から生存権をとらえる複眼的理解がある。遠藤美奈は、憲法の前提とする人間像について「自己統合希求的個人像」を手掛かりにしながら見直しを行い、人間の「自律の可能性をもった存在」の側面と「他者との関わり・交わりの可能性を否定されない存在」の側面の両面を、「健康で文化的な最低限度の生活」を構成する際の視座として設定し、憲法第11条前段（すべての基本的人権の享有）に着目した（複眼的理解）⁴²⁾。参加・貢献支援論は、憲法25条（生存権）・13条（幸福追求権）のほかに12条（公共の福祉）・27条（勤労の義務）にも着目したものである。

本稿では、社会保障の法理念と関係論との関わりについては、問題意識について述べるにとどまったが、これについては引き続き考えていきたい。

37) マーサ・ミノウが代表的論者である（Minow（1990））。日本で紹介したものとして大江（2004）、野崎（2006）、小久見（2005）、高井（1998/1999）など。

38) 本稿4.1参照。

39) Anderson（2010）、森（2019）p18参照。

40) 菊池（2000）、菊池（2010）参照。

41) 西村（2023a）p7以下。社会に参加・貢献する人間像には、自律して社会に参加する主体（縦）と社会において関係を取り結ぶ存在（横）の2つの面があることから、「自由と平等」を「縦糸と横糸」として考える自由＝平等基底論へ展開したいと考えている。

42) 遠藤（2004）、p155以下。

<参考文献>

- Anderson, Elizabeth (2010), *The Imperative of Integration*, Princeton University Press.
- Minow, Martha (1990), *Making All the Difference: Inclusion, Exclusion and the American Law*, Cornell Univ Press.
- Noddings, Nel (2002), *Starting at Home: Caring and Social Policy*, University of California Press .
- 秋元美世 (2008) 「ソーシャルワークと法学」 秋元美世＝本沢巳代子編『ソーシャルワーカーのための法学 (第2版)』有斐閣、pp301-324
- (2010) 『社会福祉の利用者と人権』有斐閣
- (2023) 『社会的人権の理論』信山社
- 秋元美世＝平田厚 (2015) 『社会福祉と権利擁護』有斐閣
- 伊奈川秀和 (2010) 『フランス社会保障法の権利構造』信山社
- 遠藤美奈 (2004) 「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解 齊藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房、pp155-186
- (2022) 「「在る」ことを繕うー憲法と相談支援」 菊池馨実編『相談支援の法的構造』有斐閣、pp13-31
- 大江洋 (2004) 『関係的権利論ー子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房
- 尾形健 (2011) 『福祉国家と憲法構造』有斐閣
- 岡野八代 (2018) 「ケアの倫理から考える福祉権の可能性」 尾形健編『福祉権保障の現代的展開』日本評論社、pp65-87
- 小久見祥恵 (2005) 「関係的権利論による家族関係の再構成ーマーサ・ミノウの議論を中心に」 同志社法学57巻3号、pp183-214
- 河野正輝 (1991) 『社会福祉の権利構造』有斐閣
- 菊池馨実 (2000) 『社会保障の法理念』有斐閣
- (2010) 『社会保障法制の将来構想』有斐閣
- 菊池馨実編 (2022) 『相談支援の法的構造ー「地域共生社会」構想の理論分析』有斐閣
- 空閑浩人 (2016) 『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房
- 笹倉秀夫 (2002) 『法哲学講義』東京大学出版会
- 高井裕之 (1988/1989) 「関係性志向の権利論・序説 (1) ～ (3・完)」 民商法雑誌99巻3～5号
- 高村学人 (2012) 『コモンズからの都市再生ー地域共同管理と法の新たな役割』ミネルヴァ書房
- 瀧川裕英 (2017) 『国家の哲学ー政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会
- 瀧川裕英＝宇佐美誠＝大屋雄裕 (2014) 『法哲学』有斐閣
- 田中成明 (2011) 『現代法理学』有斐閣
- 寺田誠 (2023) 「要保障性の制度化プロセスにおける措置制度と介護保険制度ー個人の利益と社会の利益の視点から」 東洋大学社会福祉研究16号、pp36-39

- ドゥオーキン、ロナルド（1995）『法の帝国』未来社
- （2003）『権利論』木鐸社
- 西村淳（2020）「福祉サービス提供過程の法的分析—ソーシャルワーク法試論」年報公共政策学14号、pp119-135
- （2023a）『参加・貢献支援の社会保障法—法理念と制度設計』信山社
- （2023b）「地域福祉理論と社会保障法—コモンズ論からの示唆とその限界」社会保障法研究17号、pp137-158
- （2023c）「ソーシャルワークの法的規律—日本との比較におけるイギリス法の特徴」社会保障法39号、pp169-181
- （2024a）「社会保障法に隣接する諸学」日本社会保障法学会編『講座・現代社会保障法学の論点（上巻）基本的論点』日本評論社、pp337-358
- （2024b）「子ども・子育て支援金と税・社会保険」週刊社会保障3264号、pp32-33
- 野崎亜紀子（2006）「法は人の生 life を如何に把握すべきか」千葉大学法学論集21巻1-4号
- 林健太郎（2024）「新たな支援形式と社会保障」日本社会保障法学会編『講座・現代社会保障法学の論点（下）』日本評論社
- 平野仁彦（2011）「法的正当化における法原理の位置」立命館法学333/334号、pp2637-2653
- 平野仁彦＝亀本洋＝服部高宏（2002）『法哲学』有斐閣
- 森悠一郎（2019）『関係の対等性と平等』弘文堂
- 山下慎一（2015）「社会保障法における情報提供義務に関する一考察」福岡大学法学論叢60巻2号、pp235-263
- ロールズ、ジョン（2010）『正義論（改訂版）』紀伊国屋書店

An Exordium of Theories of Law's Nature on the Social Security Law: What the Social Security Law Studies can learn from the Philosophy of Law

NISHIMURA Jun

Abstract

This paper discusses what the social security law studies can learn from key concepts in the philosophy of law. The theory of the three types of law corresponds to the three dimensions of social security law—rights protection, policy implementation and support for autonomy—indicating the importance of these aspects, while the theory of dialogical rationality shows that agreement, deliberation and procedure are crucial at every stage of the legislation, interpretation and operation of social security law. In terms of rights theory, social security law aligns with the interest theory of rights for the right to life, while the freedom-based theory and the participatory-contributory support theory of social security law are compatible with the will theory of rights. Meanwhile, Hohfeld's classification of rights is useful for analysing the complex rights within social security. Regarding various theories on the duty to obey the law, any of consent theory, obligation theory, benefit theory or relational duty theory can explain the rationale for mutual aid by social security law, but relational duty theory holds a dominant position. Ronald Dworkin's theory of legal integrity, which views law as a mechanism for 'equal respect and concern', is well-suited for social security law. Finally, the theory of relationality is compatible with the participatory-contributory support theory in social security law.

Keywords

Rights theory, duty to obey the law, Ronald Dworkin, equal respect and concern, theory of relationality